

## 平成 31 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 31 年 2 月 28 日

鈴木委員

私は、3 点ほど。2 点は過去に私が代表質問や一般質問でやらせていただいたその後の進捗を聞かせていただこうと。もう一つは、県民の方々から何点かお問い合わせをいただいた件について聞かせていただこうと、このように思います。

第 1 点は、平成 26 年 6 月だったでしょうか、道路交通法が変わって、放置違反金については私人のところでも納めることができるという形に変わつて、たしか私もその翌年の平成 27 年の定例会で基本的にコンビニ等での納付金の納付をしたらどうかという提言をさせていただきました。あれから約 3 年とたっているものですから、現時点でのようになっているのかなというような思いをしたもので、まず質問をさせていただこうと。

たしか当時で調べていただいたところによると、コンビニが 3,600 店から、今 5 万店ぐらいになっているということで、当然、収納状況も多分変わっているだろうというようなこともございまして、今、現場では放置違反金が相当な額に上っていると思いますので、細かく聞かせていただこうと思います。

現在、コンビニの納付ということについて、実施している県というのは、神奈川県以外、どこの県があるのでしょうか。

駐車対策課長

コンビニ納付につきましては、全国に先駆けまして、平成 26 年に兵庫県が導入いたしました。その後、平成 27 年には京都府、千葉県、東京都で導入され、その後、長野県、大阪府、埼玉県、愛知県で導入されております。

現在までに本県を含めて主要 9 都府県で導入されております。

鈴木委員

そうすると、実際に、本県のコンビニの納付状況を聞かせてください。

駐車対策課長

平成 29 年度中に放置違反金としてコンビニに納付された状況につきましては、差し押さえなどの強制的な徴収を除いた放置違反金の総額の 90.5%、件数では約 10 万 2,000 件となっております。

コンビニでの納付率でございますが、制度開始から平成 27 年度の下期では、全体の 80.1% となっておりましたが、翌年の平成 28 年度以降は 90% 前後の高水準で推移しており、制度が広く定着していると考えております。

鈴木委員

導入してこれだけ上がった。10% ってすごいですね。それはすごくよかったです。

その中で、これから放置違反金の課題といふのはどのようなものがござりますか。

駐車対策課長

放置違反金についての課題でございますが、これにつきましては、放置違反金として納付されていないお金、いわゆる未納金が大きな課題だと考えており

ます。平成 29 年度末までの累計の納付されるべき金額なのですが、これが約 260 億円ございました。その中で、実際に納付されたのは、約 246 億円、破産や倒産など回収できない状態になった者を除く、まだ約 6 億円が未納となっております。

そこで、現在行っている対策としましては、県税事務所に職員を派遣して、銀行口座などの債権の差し押さえのノウハウなどを習得させて、そのノウハウを生かした差し押さえを強力に進めているところでございます。

これらの対策により、ピーク時、平成 23 年度に約 11 億円ありました未納金が現在約 6 億円まで削減することができました。

鈴木委員

御苦労さまでございます。いろいろと残っている方々はなかなか払わないで大変でしょう。その中で、今後、残りの 6 億円への対策というのは何か考えていらっしゃるのですか。責めているわけではないですよ、心配なさらないです。どういう対策か何かあったら。

駐車対策課長

委員御指摘のとおり、悪質な滞納者の対策といたしまして、口座の差し押さえに加えて、昨年新たな取組として、オートバイやテレビといった動産を差し押さえ、インターネット公売にかけました。結果として、2 点とも当初の見積額を上回る金額で落札されまして、未納金に入れることができました。

今後もインターネット公売を積極的に進めるほか、あらゆる手段を講じて、逃げ得を許さないための総合的な未納金対策を行っていきたいと思います。

鈴木委員

こういう差し押さえは、もちろん警察がやっているのだから、抵抗などはないのでしょうかけれども、こういうことまで結構強くやられると、抵抗は結構あるのではないかですか。どうですか。

駐車対策課長

実際に向かってくるということは聞いたことはないのですが、私は違反していないなど、そのように抗弁する、若しくは不服申し立てということで、差し押さえを行つてから、このようなことは聞いていない、私は違反していないなどと言ってくる者は多数おります。

鈴木委員

そういう方々にはどういう指導をされているのですか。

駐車対策課長

それは、不服申し立て審査をして、当然、例えば震災があったなど、いろんな状況で容認しなければいけない状況がある場合と、それから、名義が違反のときにもう変わっていて、私のではなかったという場合には容認するのですが、それができない場合は却下として督促状を送つて、払わない場合は、また差し押さえ、今度は現地に行って、お金がないというのであれば、動産を持っていきます。

鈴木委員

滞納は御苦労なお仕事かと思いますが、きっちりと払っている方が、これだけの方いらっしゃるわけでございますから、私は強硬になんてことは申し上げ

ませんけれども、こういうような方々に対して、今、インターネット公売を使っての取組というお話もございました。大変御苦労なことかと思いますが、是非とも県民の方々、平等な罰としては罰と、払っていただくという流れについて、しかるべき対応していただきたいと存じますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

2点目は、私は半分忘れていたのですが、平成21年のときに、警察本部に定例会の代表質問で、落とし物、遺失物の専用電話を新設して、落とし物が届いているかという問い合わせをしっかりと対応してはどうかといういろいろな質疑をしたのがいい思い出になっているものでございます。考えてみたら10年たつのだなと思っていて、それからホームページも拝見しました。届出の送信ボタンもつくっていただいたり、本当に御苦労をおかけして、でも、大変評判がよくて、私のところにも、こういうような送信ボタンがあつて大変助かるという、落とし物についてのお問い合わせや、ほぼ多くの方がすばらしいと言ってくださっているのですが、まず、私、心配になったことが、遺失物を見てみると、本当に皆さん方、御苦労だなと思ったのは、ビニール傘まで入っているのですね。100円とか200円ぐらいの物が入っているなど、本当に御苦労だなと。その状況を聞かせていただこうと思います。

まずは取扱い状況について教えていただけますか。

警察本部会計課長

暫定値ですが、昨年、平成30年の拾得物件件数は165万5,818件でございました。

鈴木委員

しかしすごい数ですね。併せて、10年前に御苦労おかげして開設していただきました県警本部の問い合わせの専用電話の運用状況についてはいかがでしょうか。

警察本部会計課長

落とし物問い合わせ専用電話は、平成21年12月、警察本部会計課に開設し、平日午前8時30分から午後5時15分で対応させていただいております。

平成30年中における取扱い件数は1万3,604件で、1日平均約56件でございます。

この専用電話以外に、落とし物の中に連絡先、住所、氏名等がございましたら、警察で調査、問い合わせをして、返還されております。

鈴木委員

その中でお聞きしたかったのは、新たに遺失物についての電子申請システムというのが出てございますね。この概要について教えてください。

警察本部会計課長

電子申請システムにつきましては、神奈川県の情報システム課が所管しております、利用者はパソコンからインターネットを利用し、利用者登録をしてから申請手続を行うもので、平成17年12月より運用を開始しております。

次に、この遺失届の申請につきましては、県の電子申請システムと県警の遺失物管理システムが連動し、利用者が遺失した物件や遺失日時等の必要情報を入力して申請しますと、警察署に電子データが送信される仕組みになっており

ます。

警察署では、申請内容を確認の上、不備がなければ当該申請を受理し、該当する拾得物件があった場合は、速やかに申請者に電話、手紙等で連絡をとり、変換する手続となっております。

鈴木委員

実際、大体で結構ですが、どれぐらいの登録があるのですか。

警察本部会計課長

電子申請につきましては、平成30年、1万240件、申請がございます。

鈴木委員

実際に入力した方から見ると、県警に直に入っていると思ってやるのですが、神奈川県の電子自治体という、共同体の中に入らなくてはならないというものがあって、どうも今後の進展というのはなかなか厳しいのかなと思って見ていくのですが、この中で私が特に聞きしたかったのは、ＩＣＴの推進調整会議資料というものを頂戴して拝見していたら、次期システムは現行システムと同様に、県民がスマートフォンからも利用できる見込みという中に、今後、この遺失物の情報システムというものは入っていくのでしょうか。

警察本部会計課長

この電子申請システムの関係は、警察本部の遺失物関係も入って、同じくスマートフォンからの申請が可能となるという形で、平成31年度、このシステムの切り替えを行いまして、平成32年度からこのシステムを運用すると伺っております。

鈴木委員

できる限りでいいですから、イメージはどのような感じになりそうですか。

警察本部会計課長

現在のイメージに関して、実際にただいまのインターネットシステムと同様な形の入力フォームと伺っております。

抜本的に変えてしまうと、また仕組み等が大変になりますので、基本的には今のインターネットのベースで登録申請をするという形と伺っております。

鈴木委員

もう一点だけ、そうなってくると、今、IDとパスワードを入れなくてはならないです。ただ、これがスマートフォンになっていったとき、具体的に出ていないのでしようけれども、LINE等だったらIDをとる必要がないではないですか。そのようなことも考えていそうですか。

警察本部会計課長

ただいまの案件に関しましては、これから仕様設計等々を行いまして、パッケージとしてこの仕組みを購入しまして、それを県バージョンにカスタマイズすると伺っております。その過程については、委員が資料でお持ちのとおりまでしか、私には伝えられておりませんので、答弁は差し控えます。

鈴木委員

大変御苦労さまでございます。またここまで進化させていただいて、大変に有り難いことだと思います。願わくは、ほかの公共施設を利用するわけでもないのに、ID、パスワードを取ってわざわざ県のシステムに入ってという、こ

の手間というのは、私はなかなかいかがなものかと思っているのです。そういう意味では、先ほどおっしゃった、電話等での対応になっていくのだと思いますが、せっかくこういうシステムをつくってあるのだったら、なるべく使いやすいように、また入られた時点で、そういう簡単に検索できるような時代をつくっていただければというように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、運転免許の実地試験について聞かせてください。

いろんな費用対効果やまた御自分のとり方もあるのだと思いますが、二俣川に直に行って、実地試験を受けるというような方も結構いらっしゃるわけで、私のところに何件か具体的に、なかなか取れない時期があったというような御要望を頂戴して、いずれ私も何かの機会にお話しをしてみますということを約束した方が何人かいらっしゃいます。今日はその中から何点かお答えいただければと思います。

最初に、時期的に就職される方、学生が就職するときの大変な条件としての運転免許、そして旅客業等々にいかれる方の二種免許等々当然と思うのですけれども、具体的に、まずは月並みですけれども、運転免許の取得するための流れについて教えていただいてよろしいですか。

運転免許課長

免許を受けようとする者につきましては、申請書を提出していただき、その上で適性試験、学科試験、技能試験というものを受けなければなりません。具体的には運転免許センターにおきまして、運転免許を受けようとする方の申請に基づきまして、即日、適性試験及び学科試験を行いまして、これに合格した方に対しまして、技能試験を行う日時を指定し、指定した日に技能試験を行っております。

ただ、免許を受けようとする方の多くは、指定自動車教習所に通いそこで技能に関する検定に合格しております。これらの方につきましては、運転免許センターで適性試験及び学科試験は受けますが、技能試験については受ける必要はありません。

鈴木委員

それで、運転免許センターで行っている実際に試験の種類、そして受験人数や合格率等あつたら教えてください。

運転免許課長

運転免許センターでは、実技に関する試験としまして、新たに免許を取得しようとする方に対する技能試験、そして、既に免許を持っている方の免許条件を解除する技能の審査、外国の免許から日本の免許へ切り替える際の技能の確認などを行っております。

平成30年中における受験の延べ人数は2万336人となっております。内訳としまして、最も多くを占めているのが、新たに免許を取得しようとする方の試験で約68%、次いで外国免許からの切り替えの確認が約27%となっております。

合格率につきましては、試験全体で29.2%となっており、そのうち、新規に免許を取得される方の合格率を見てみると28.7%という状態になっております。

鈴木委員

これだけの者、2万人から3万人近い方たちを試験場として、実地試験でさばくのは、当然、1回1回、時間かかりますよね。具体的には、今私が申し上げました学生が就職する前というようなとき、集中する時期、通年で試験官の方はどれぐらいいらっしゃるのですか。

運転免許課長

ただいま委員からお話がありましたように、集中するのは総じて学生が卒業される春や夏休みという時期になります。

試験官につきましては、現時点は14人で、技能試験官を配置しておりますが、実際、行っている実技の試験につきましては、今、話しました種類、新たな免許であれば17種の免許種別があるのですが、この17種別それぞれに試験項目が全部異なりますので、こうした項目あるいは限定解除につきましても、限定解除するその条件に応じて審査する内容が異なることや、外国免許の切り替えにつきましても、切り替えようとする免許、これに応じた確認、それぞれこの14名でこの多岐にわたる内容に対応しているという状態で、こうした体制下では、1日当たりおおむね100人を目安に現在試験を実施しているところでございます。

鈴木委員

100人の方、これ本当に大変だ。すごい激務の中、御苦労さまでございます。

外国人の方の、切り替えの実地試験というのは、どのような形でやるのですか。国内と同じなのですか。

運転免許課長

確認につきましては、約20分程度の内容になるのですが、試験場の場内のコースを使用しまして、通常の試験と同じ状態で、その与えられた科目がちゃんとクリアできるかの確実な確認を行っております。

鈴木委員

大変な激務の中、御苦労さまでございます。しかし、私がその質問をいただいた方が言われたことというのは、指定された、前段階として、これだけの人数ですから、日々来る方の中には、当然キャンセルする人もいますよね。大体どれぐらいの方がキャンセルされるのですか。試験に来ない人というのですか。そういう方の理由等があったら教えていただきたい。

運転免許課長

指定をしましたその日に受験に来ない方につきましては、天候により日によって変動しますので、1日何人とはないのですが、平成30年中を見ますと、2割程度の方は来られません。

理由につきましては、当日、いきなりキャンセルでございますので、理由は本人たち述べませんので、分からぬのですがそれぞれの都合で来られておりません。

鈴木委員

これ、免許センターに電話だけして、今日行けないからと言うだけなのか。

運転免許課長

電話をいただける方につきましては、次に指定をするようにしておりますの

で、今申し上げたのは、本当に突然キャンセルの方々の話でございます。  
鈴木委員

そういうのはキャンセルと言わないよね。要するに、来ると言って来なかつたという。26番の方、お待たせしましたと言ったら来てないという。現状をお聞きして、本当に御苦労の中でやってくださるなと思うのですけれども、でも裏を返したら2割の方がキャンセルで、このキャンセル料って、リスクがすごく大きいですよね。これは何とかして差し上げないと、こういうような要望が来たとしても、きっと県民の方々からすれば具体に中身分かってないですよ。私が取らなかつたという、だけど、当日に2割の方が、それこそ電話もなしで来てないというのは、このような言い方を私はしていいのどうか分からぬけれども、こうすることに対するペナルティという言葉は使ってはいけないかも知れないけれども、何もやらないで来ないという方については、何か対策みたいなものを一つ打たれたらどうかと、私は要望として言っておきます。この世の中で、試験ですよ。試験というものの中に、当日、何番来ていませんというような、ああ、来てないのかみたいな、社会の常識としてそれはないでしょう。何らかの形で御対応されたらいかがかなと、要望として言っておきます。

私の締めくくりの話としては、今お話しした中で2割キャンセルというのがあったとお聞きしていて、どういう対応をされていらっしゃるのですか。

運転免許課長

当日のキャンセルで空いた試験枠が当然ございますが、この試験枠につきましては、キャンセル待ちの方がおりますので、キャンセル待ちの方の試験を行い、1人でも多くの方が受験できるように現在進めているところでございます。

鈴木委員

俗に言う、羽田の空席待ちですよね。これは逆からするともったいないよね。これを知らない人がいっぱいいるのではないか。知らないで、そのまま帰ってしまうという。こういうような方たちに、せめてキャンセル待ちあるというようなもの、ホームページ等で告知なり何かして差し上げないといけないのではないかと思いますが、いかがですか。

運転免許課長

キャンセルの分につきましては、試験日を指定しております。指定する段階で、口頭ではキャンセルのあることは一応伝えてはおります。

ただ、委員御指摘のとおり、ホームページ等では現在、技能試験のキャンセル待ちについてはお知らせしておりませんので、県民に情報を提供するということは大切なことでございますので、今後は、技能試験のキャンセル待ちや、併せて技能試験のコース図なども情報として県民に提供してまいりたいということで、ホームページに掲載していきたいと思います。

鈴木委員

混んでいるときというのは、いろんな御要望を私も頂戴しまして、そういう形でホームページに載せていただければと思うのと、将来的にまたお考えいただきたいのは、日曜日等に何らかの形で実施していただくといふことも要望としてお願いしたいのですが、これは今の人数の枠の中ではとても対応といふのは難しいと思います。ですけれども、せめてキャンセル待ちというのがあ

るというようなことで、それでまたしっかりとそのところで対応してほしいというような形をお願いしたいというように思いますので、よろしくお願ひいたします。